

① 相続順位

配偶者は、常に相続人になります。

第1順位（直系卑属）… 被相続人の子又はその代襲相続人。

第2順位（直系尊属）… 被相続人の父母。父母の両方が死亡し、祖父母がご健在の場合は祖父母。

第3順位（兄弟姉妹）… 被相続人の兄弟姉妹又はその代襲相続人。
この場合の代襲相続人は兄弟姉妹の子（甥・姪）に限ります。

② 法定相続分

民法の規定で、相続の順位及び割合が定められています。

相続人の割合 組合せ	配偶者	直系卑属	直系尊属	兄弟姉妹
配偶者と第1順位	1 / 2	1 / 2	—	—
配偶者と第2順位	2 / 3	—	1 / 3	—
配偶者と第3順位	3 / 4	—	—	1 / 4
配偶者のみ	全 部	—	—	—

* 配偶者は常に相続人になります。

* 配偶者がいない場合は、第1順位の相続人が相続します。

* 第1順位の相続人がいない場合は、第2順位の相続人が相続します。

* 第1順位、第2順位の相続人がともにいない場合は、第3順位の相続人が相続します。

* 同順位の相続人が複数いる場合は、該当相続分をその人数で等分します。

③ 養子の相続分

養子の方は、養父母、実父母両方の第1順位の相続権を有します。

なお、養子縁組の方法により相続権が異なる場合があります。

④ 公正証書遺言

遺言者の意思により公証人が関与して作成した遺言書です。

原本は公証人役場が保管していますので、その正本又は謄本を提出していただくことになります。

⑤ 自筆証書遺言

遺言者が自分で書き、日付を付し署名押印をした遺言書です。

自筆遺言の場合は、家庭裁判所の「検認」が必要になります。

自筆遺言の場合は、遺言の原本と家庭裁判所の検認済証明書又は検認調書謄本を提出していただくことになります。

(注) その他の方式による遺言の場合は、窓口にお問い合わせください。

⑥ 遺言執行者

遺言書による指定又は裁判所の選任により定められます。

遺言執行者がいる場合は、相続人は相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為をすることができません。

⑦ 調 停

相続人間で遺産分割の合意がまとまらない場合、各相続人は家庭裁判所へ分割の申立ができます。

話し合いの余地がある場合は、裁判所は調停手続によって事件処理を図ります。合意すると調停調書が作成されます。

⑧ 審 判

調停が成立しなかった場合は、審判へ移行します。

審判の場合は、審判書謄本の他に確定証明書が必要になります。

⑨ 遺産分割協議

被相続人の相続財産、債務を相続人間でどのように分けるかを定めることをいいます。その内容を書類にしたのが遺産分割協議書です。

⑩ 共同相続

遺言がなく、遺産分割協議前の場合は相続人全員が共同で相続することになります。

この場合の相続人を共同相続人といいます。

⑪ 戸籍謄本

戸籍謄本とは、戸籍簿の記載事項の全部を転写した証明書です。

なお、平成6年の戸籍法改正により戸籍が順次コンピュータ化され、移行後は、紙戸籍は改製原戸籍になり、「全部事項証明書」(従来の戸籍謄本)が発行されます。戸籍謄本は本籍地の市区役所(町村役場)で取得していただきますが、遠方の場合には郵送による取得も可能ですので、該当市区役所(町村役場)にお問い合わせください。

⑫ 改製原戸籍

戸籍の改製により従前の戸籍が消除され、新たな戸籍が編製された場合のその消除された従前の戸籍を「改製原戸籍（かいせいげんこせき）」といいます。民法や戸籍法が改正された場合とコンピュータ化により、戸籍の改製が行われます。

⑬ 除籍謄本

戸籍内の各員が順次消除されて、その全員が除かれた場合、または、管外へ転籍した場合、その戸籍は除籍となり、除籍簿に綴られます。そして、この除籍された戸籍全部の写しを除籍謄本といいます。

⑭ 代襲相続人

相続人である子又は兄弟姉妹が、相続開始以前に死亡、廃除、欠格により相続権を失っているとき、その者の子が代わって相続人になります。ただし、兄弟姉妹の場合は、その者の子（甥・姪）一代に限られます。

⑮ 特別代理人（相続人の中に未成年者がいる場合）

相続人が親権者である親と未成年の子である場合は、未成年の子に代わって特別代理人が分割協議に参加することになります。未成年の子が複数いる場合は、それぞれの子に特別代理人の選任が必要となります。

特別代理人の選任は、申立により家庭裁判所が行います。

親権者の親と未成年の子との利益が相反する行為、数人の子に対し親権を行う場合においてその一人と他の子の利益が相反する行為については、親権を行うものは、その一方のために特別代理人の選任を家庭裁判所に請求しなければなりません。

⑯ 相続放棄

相続放棄とは、相続の開始（被相続人の死亡）によって一応承継した権利義務を、初めから承継しなかったことにしようとする行為です。

相続を放棄する場合は、相続の開始を知ったときから3ヶ月以内に家庭裁判所に申述しなければなりません。

相続を放棄した方の「相続放棄申述受理証明書」（裁判所発行）をご提出ください。

⑰ 限定承認

限定承認とは、相続人が相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済することを条件に相続を承認することです。

限定承認は、相続の開始を知ったときから3ヶ月以内に、相続人全員により家庭裁判所に申述しなければなりません。